

## 先進バス交通技術研究会 設置要綱

### （設置）

第1条 リニア中央新幹線の開業を見据えた本県にふさわしい交通や観光地や中山間地域などにおける移動の確保策について広く調査及び研究を進めるため、先進バス交通技術研究会（以下「研究会」という。）を設置する。

### （検討事項）

第2条 研究会は、次の事項について調査及び研究を行う。

- （1）自動運転システムに関する事項
- （2）公共車両優先システムに関する事項
- （3）バス車両に関する事項
- （4）その他、先進的なバス交通に関する事項

### （組織）

第3条 研究会は、有識者、行政機関、道路旅客運送業者、自動車製造業者及び情報通信業者などのうちから、山梨県リニア交通局長が依頼する者をもって構成する。

### （会議）

第4条 研究会は、山梨県リニア交通局長が招集する

- 2 研究会には座長1人を置き、座長は研究会の会務を総理する。
- 3 座長は、必要に応じて、関係機関、関係団体、公共交通機関の利用者等の出席を求め、意見を聞くことができる。

### （庶務）

第5条 研究会の庶務は、山梨県リニア交通局交通政策課において処理する。

### （委任）

第6条 この要綱で定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は、山梨県リニア交通局長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成30年6月1日から適用する。